

「山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」の一部改正に対する意見募集の予告

幼保連携型認定こども園を運営するためには、県が定める基準を満たし、知事の認可を受けることとされています。

上記基準は、国の基準を踏まえて県の条例及び規則で定めていますが、国の基準が一部改正されたことに伴い、山形県では、現在、この規則の改正作業を進めております。

この改正案がまとまり次第、下記の時期に本ホームページ上で、パブリック・コメントを実施する予定ですので、事前にお知らせいたします。

皆様の案に対する御意見、御提案をお寄せください。

記

1 意見募集の予定時期

令和7年1月中旬頃

※ スケジュールは作業の進捗上、ずれが生じたり、変更されたりする場合がありますが御容赦ください。

2 問い合わせ先

山形県しあわせ子育て応援部子ども成育支援課保育給付担当
電話023-630-3073